

マイナンバー

社会保障・税番号制度

マイナンバー制度の概要と 民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成27年2月

内閣官房 社会保障改革担当室

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。
- ・法人にも法人番号（13桁）が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。



- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

2

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害 対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

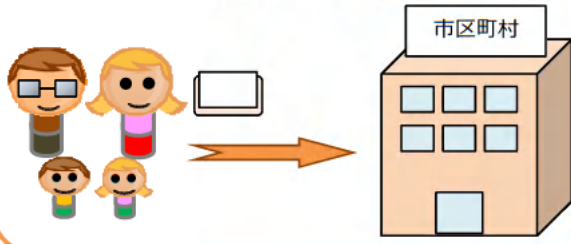
Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

3

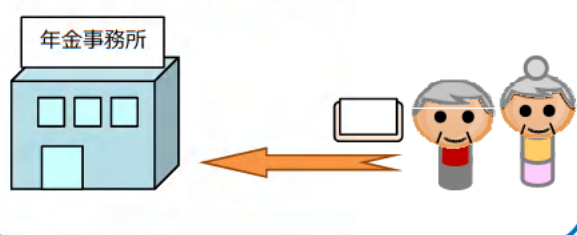
マイナンバーは様々な場面で利用します。



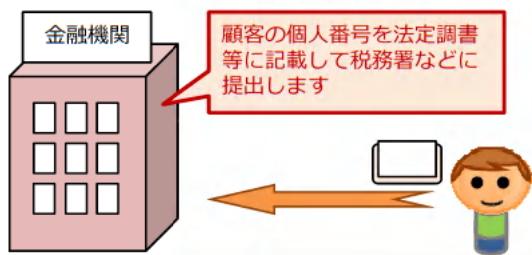
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



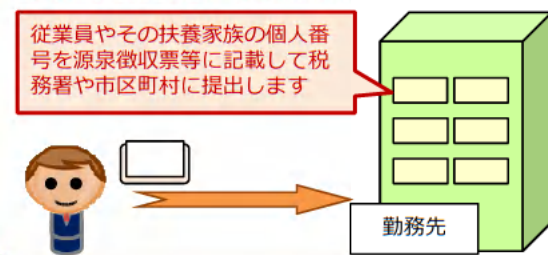
厚生年金の裁定請求の際に年金事務
所にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します

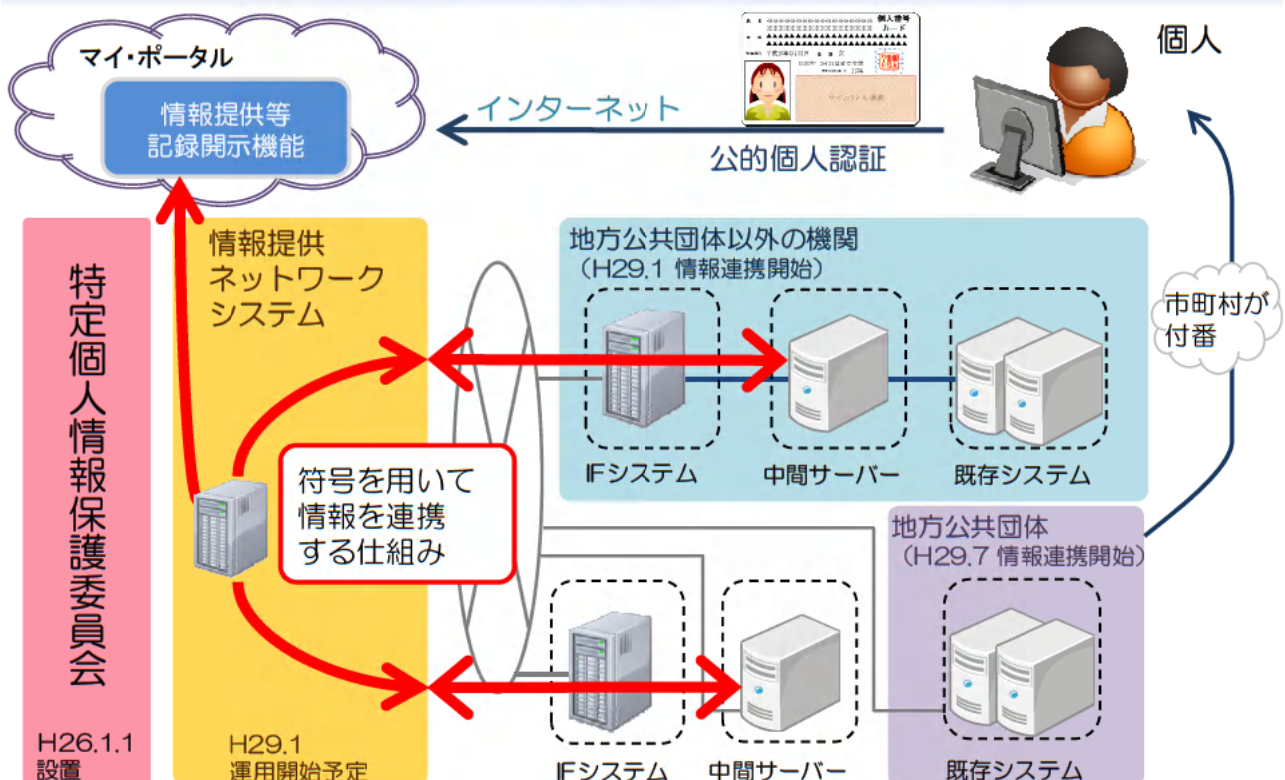


勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

情報連携により国民の負担軽減が実現します。



個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

本人からの申請により、市町村長が個人番号カードを交付します。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、これらの事項等がICチップに記録されます。

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用します。
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができます。
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用します。

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

6

個人情報に対する国民の懸念に対応します。



番号制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



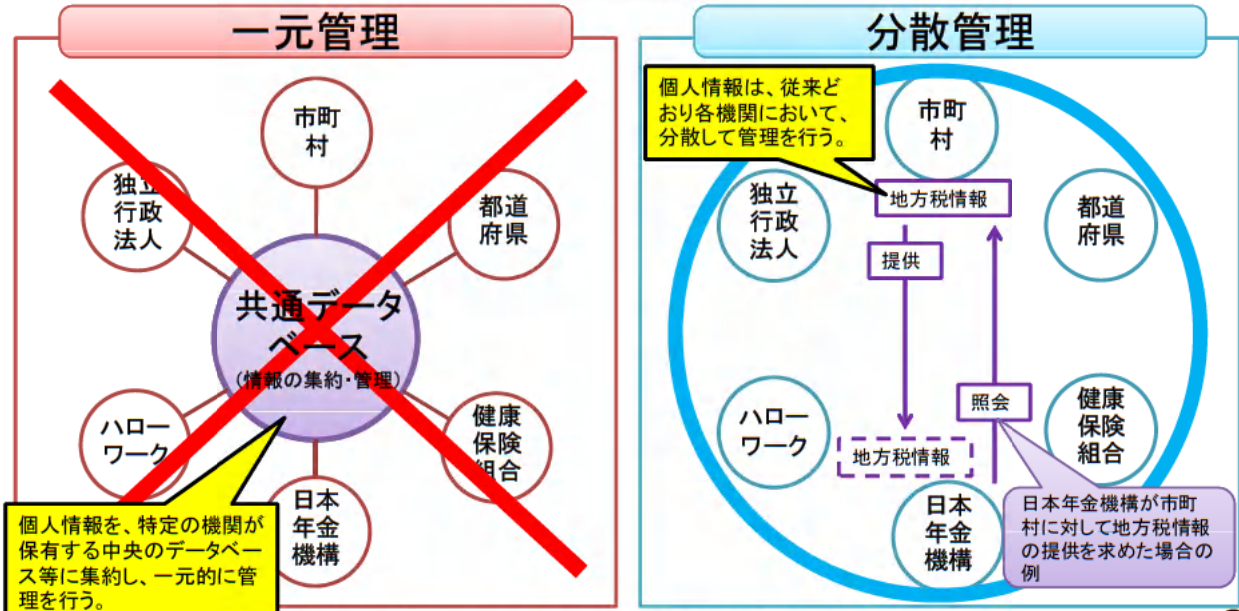
Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

7

個人情報は一元管理はせず、分散管理します。

× 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



個人番号カードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



個人番号カード(ICチップ)に、プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の**特定個人情報は記録されない。**



民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。

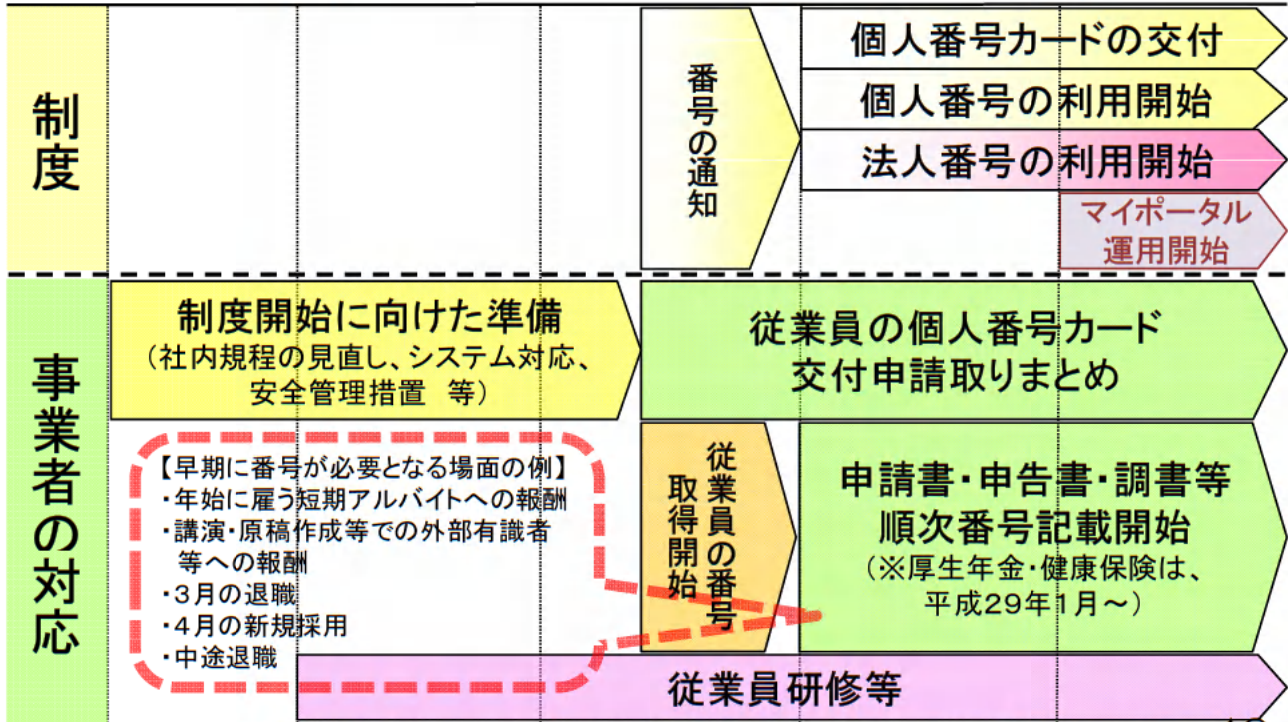


2015年
(H27年)

(10月)

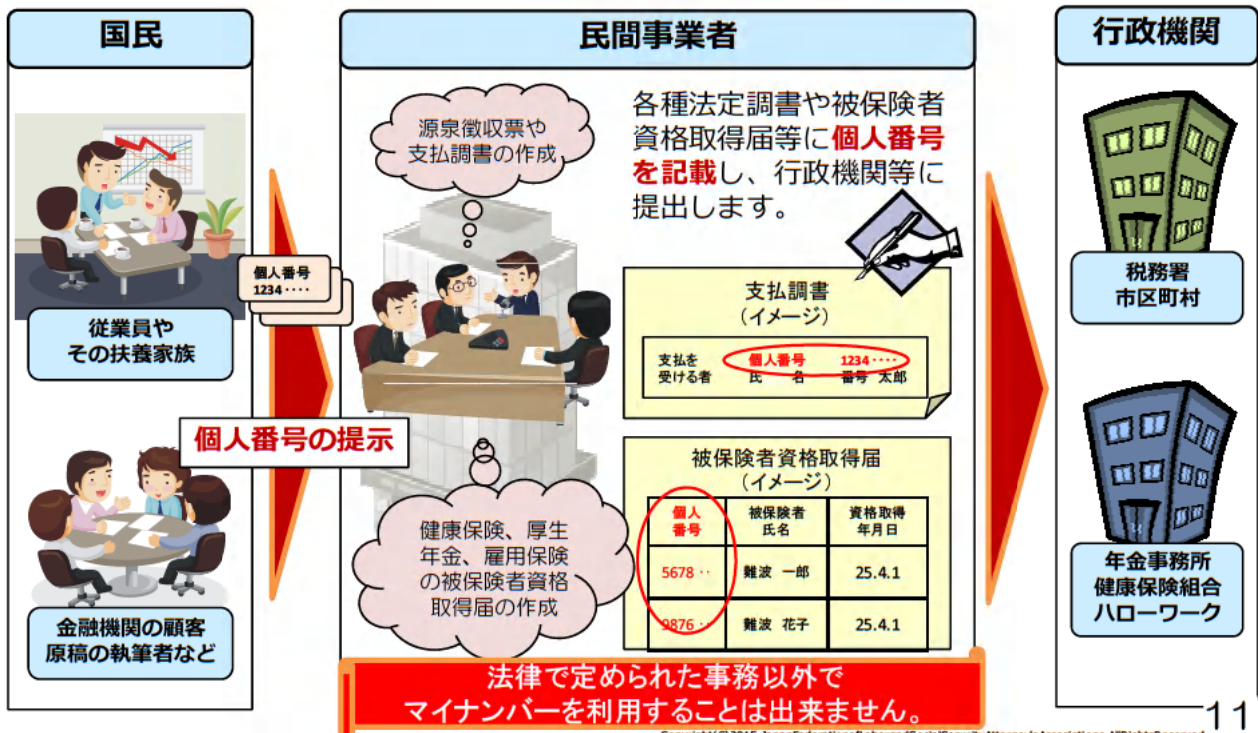
2016年
(H28年)

2017年
(H29年)



Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。

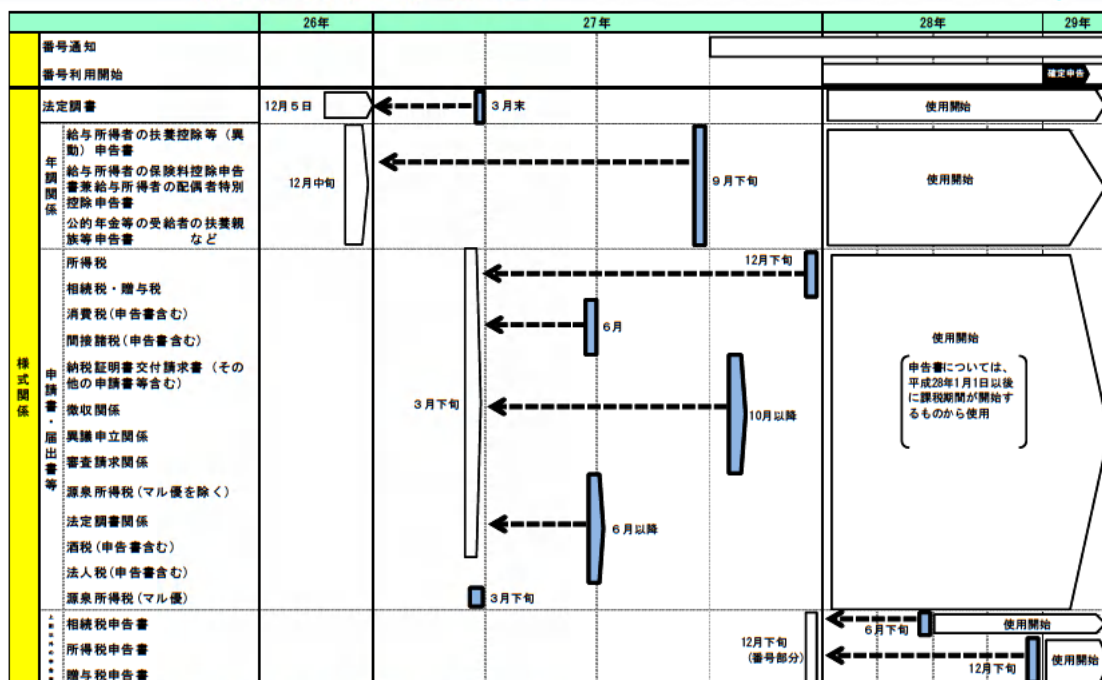


番号制度導入後は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。税務関係書類への番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成29年2月16日から3月15日まで (個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで)
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31日まで)
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例)平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	(例)平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。

国税関係の様式イメージの公表は、以下のスケジュールを予定しています。



※1 〇は、番号を記載する様式の一部についての事前の情報提供時期を表しています。

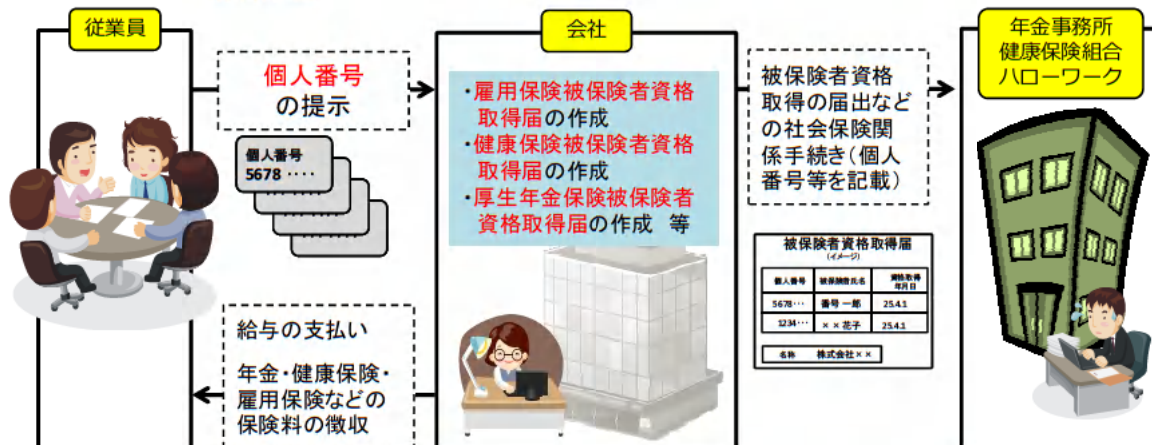
□、■は、省令又は法令解釈通達等による様式の確定時期を表しています。

※2 このスケジュールは、税制改正その他の状況により変更となる場合があります。

社会保障関係の申請書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved. 16

社会保障関係書類へのマイナンバーの 記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成29年1月1日提出分～

※1 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定しています。

※2 この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定です。

※3 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。 17

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

雇用保険関連事務では、 現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

変更される様式等
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書 (注)
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (注)
介護休業給付金支給申請書 (注)

(注) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)では、 現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



●健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)(事業主提出関係)

変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届	厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	健康保険被扶養者(異動)届／国民年金第3号被保険者関係届	健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	健康保険・厚生年金保険新規適用届
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届	国民年金第3号被保険者関係届	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届	厚生年金保険被保険者種別変更届	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	

※ 組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

健康保険関連事務（給付関係）では、
現時点で以下の申請書等の記載事項の変更
を予定しています。



●健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請	埋葬料（費）の支給の申請	特定疾病の認定の申請等
生活療養標準負担額の減額に関する申請	出産育児一時金の支給の申請	限度額適用認定の申請
療養費の支給の申請	出産手当金の支給の申請	限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
移送費の支給の申請	健康保険法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出	高額療養費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請	家族埋葬料の支給の申請	高額介護合算療養費の支給の申請等
		高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

マイナンバーを従業員などから取得するときは、
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入等事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

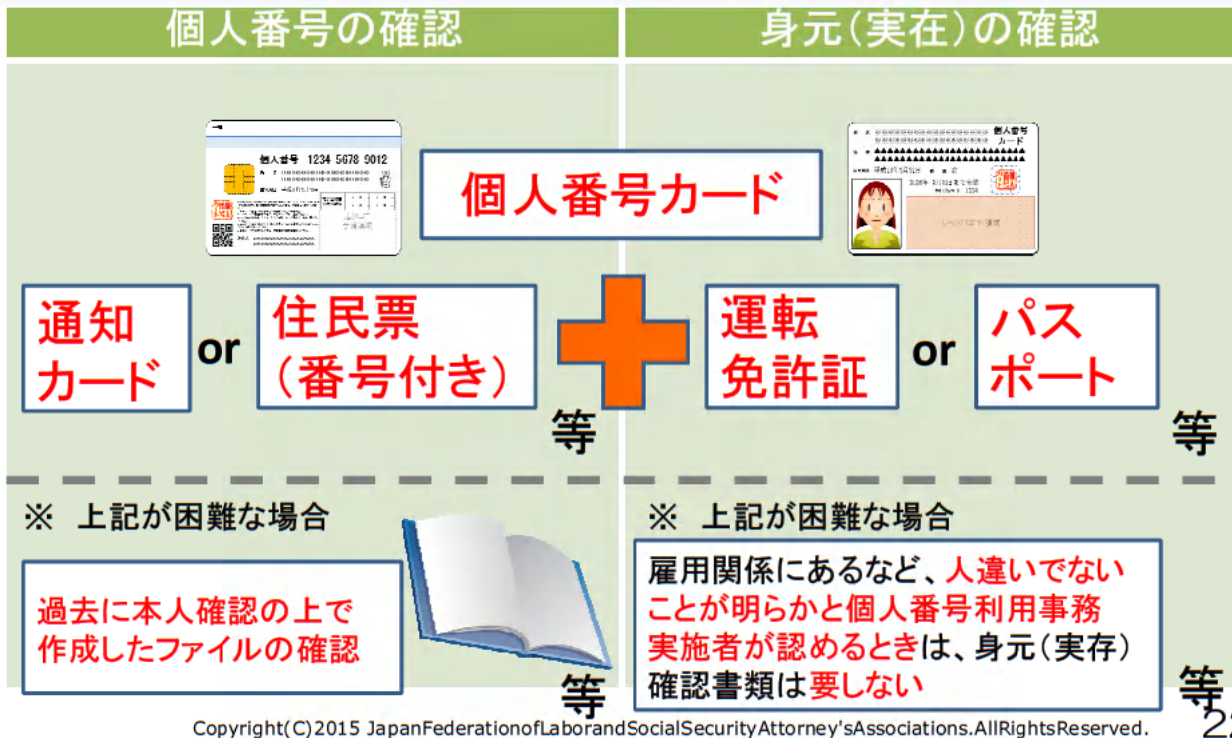
※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



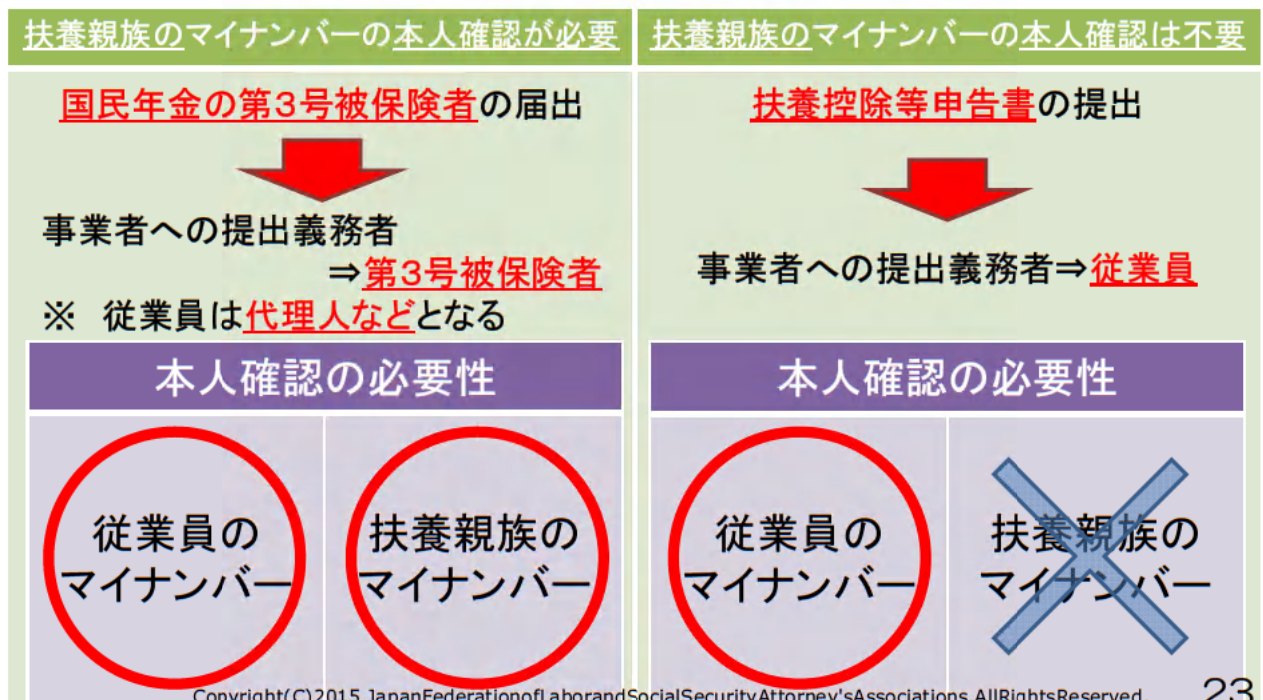
本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



従業員から扶養親族のマイナンバーを
取得する場合、民間事業者が扶養親族の
本人確認を実施する必要がある場合があります。



マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。

➡ 法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈**について、**具体例を用いて分かりやすく解説**しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

24

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

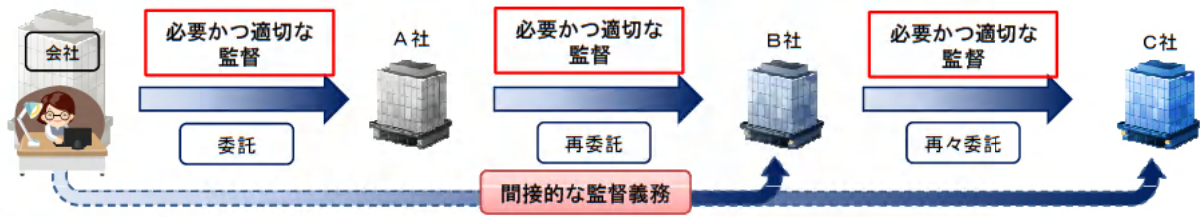
- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

25

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】
 ○ 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】
 ○ 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】
 ○ 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
 ○ 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

法人にも法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

・国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
・これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。



ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

・平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

・法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。



ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

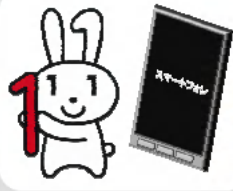
法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

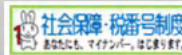
データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、国税庁HPのトップページの



をクリック。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

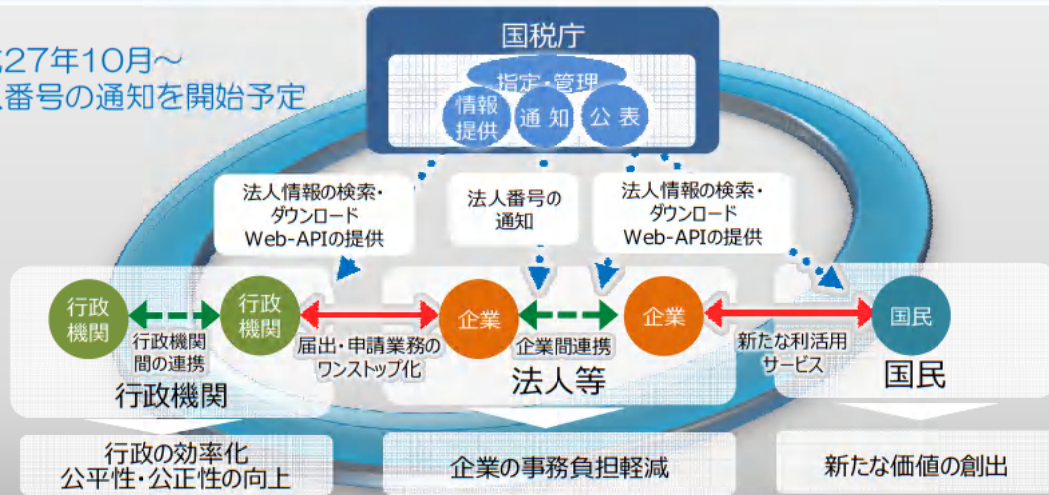
30

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



平成27年10月～
法人番号の通知を開始予定



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

31

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得 (本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)
安全管理措置	身上関係 変更 (結婚、 被扶養者追加等)	年末調整、 源泉徴収 等	システム対応 (改修等)
保管	休職・復職	社会保険 関係手続	安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、 区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
利用	組織異動 (分社、出向等)	雇用保険、 健康保険、 厚生年金 保険等	社員研修・勉強会の実施
提供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止	退社		
廃棄			

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

☆ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

☆ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークを御使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

ご不明な点は

マイナンバーの コールセンター

(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー
0570-20-0178

まで

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
※ 平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

マイナンバーガイドライン入門

～特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の概要～



Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

特定個人情報保護委員会事務局
上席政策調査員・税理士 鈴木涼介

（留意事項）

- 本資料は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の概要をご理解いただくために、まとめたものです。
- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な事務に当たっては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を参照してください。

特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

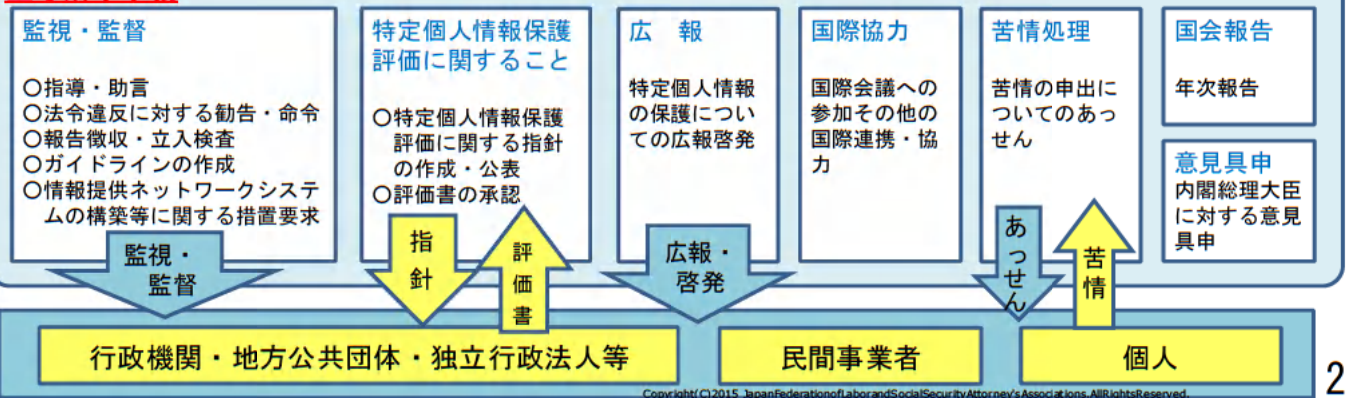
任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成27年中は5名、平成28年1月から7名）
（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）
 - ・委員長（常勤） 堀部政男（元一橋大学法学部教授）
 - ・委員（常勤） 阿部孝夫（元川崎市長）
嶋田実名子（元（公財）花王芸術・科学財団常務理事）
 - ・委員（非常勤） 手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）
加藤久和（明治大学政治経済学部教授）
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）
- 任期5年・国会同意人事

主な所掌事務



安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人のような様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。

番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられています。

特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報をいいます。



趣旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業に対するヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

種別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<ガイドラインの構成（共通）>

- 第1 はじめに
- 第2 用語の定義等
- 第3 総論
〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕
- 第4 各論
〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕
（別添）特定個人情報に関する安全管理措置

個人番号（マイナンバー）のフローと本ガイドラインの適用

区分	本ガイドライン(番号法該当条文)	
取得	第4-3-1) 個人番号の提供の要求 (第14条)...求める根拠	3
	第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、 特定個人情報の提供制限 (第15条、第19条、第29条第3項)	
	第4-3-3) 収集・保管制限(第20条)	
	第4-3-4) 本人確認(第16条)	
安全管理措置等	第4-2-1) 委託の取扱い(第10条、第11条)	2
	第4-2-2) 安全管理措置(第12条、第33条、第34条) (別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)	
保管	第4-3-3) 収集・保管制限(第20条)	3
利用	第4-1-1) 個人番号の利用制限 (第9条、第29条第3項、第32条)	1
	第4-1-2) 特定個人情報ファイルの作成の制限 (第28条)	
提供	第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、 特定個人情報の提供制限 (第15条、第19条、第29条第3項)	3
開示 訂正 利用停止等	第4-4 第三者提供の停止に関する取扱い (第29条第3項)	4
廃棄	第4-3-3) 収集・保管制限(第20条)	3

本ガイドライン「各論」の目次

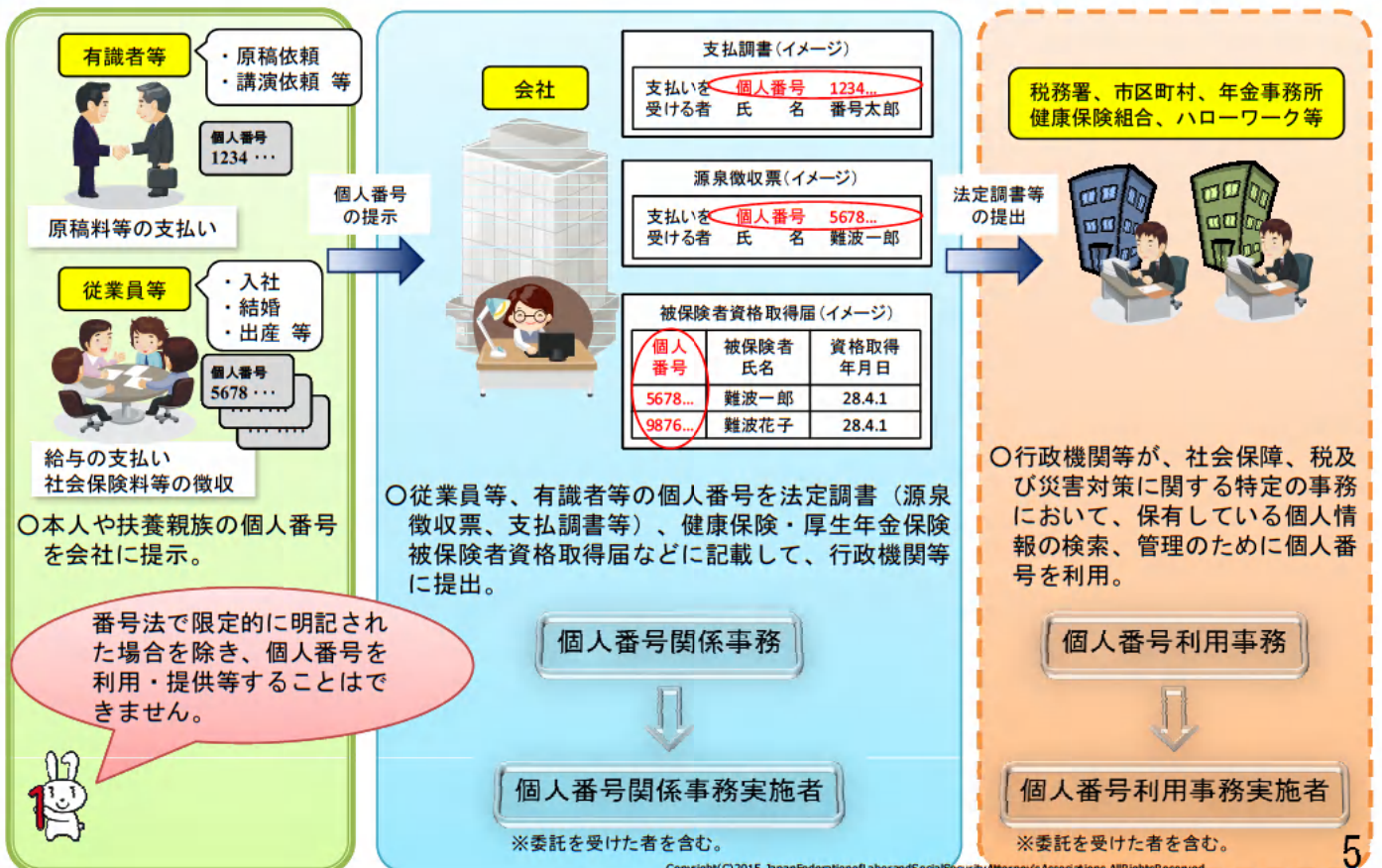
- 1 第4-1 特定個人情報の利用制限
- 2 第4-2 特定個人情報の安全管理措置等
- 3 第4-3 特定個人情報の提供制限等
- 4 第4-4 第三者提供の停止に関する取扱い
- 第4-5 特定個人情報保護評価
- 第4-6 個人情報保護法の主な規定
- 第4-7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等

個人情報保護法の適用対象ではない事業者においても、番号法の適用があります。

【個人情報保護法の適用対象ではない事業者】
個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であつて、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者。

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

事業者における個人番号との関わり(個人番号関係事務)



取得

特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報

【特定個人情報の提供制限】

○番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

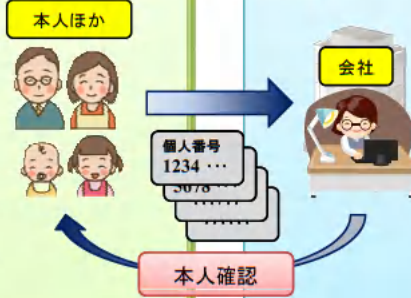
【本人からの提供の事例】

*従業員等（本人）は、給与の源泉徴収事務のために、事業者に対し、自己の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出します。

【個人番号関係事務実施者からの提供の事例】

*従業員等（個人番号関係事務実施者）は、給与の源泉徴収事務のために、事業者に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出します。

番号法で限定的に明記された場合



【個人番号の提供の要求】

○個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができます。

《提供を求める時期》

○個人番号関係事務が発生した時点が原則。
○契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

【提供を求める時期の事例】

*給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能であると解されます。

*地代等の支払調書の作成事務の場合は、賃料の金額により契約の締結時点で支払調書の作成が不要であることが明らかである場合を除き、契約の締結時点で個人番号の提供を求めることが可能であると解されます。

【個人番号の提供の求めの制限】

○番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。

【収集・保管制限】

○番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

【本人確認】

○本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カードの提示等、番号法で認められた方法で本人確認を行う必要があります。

○何人も【個人番号の提供の求めの制限】・【特定個人情報の提供制限】・【収集・保管制限】の適用があります。
○ただし、子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者に対しては、番号法で限定的に明記された場合以外の場合でも、個人番号の提供を求めたり、収集・保管したりできます。

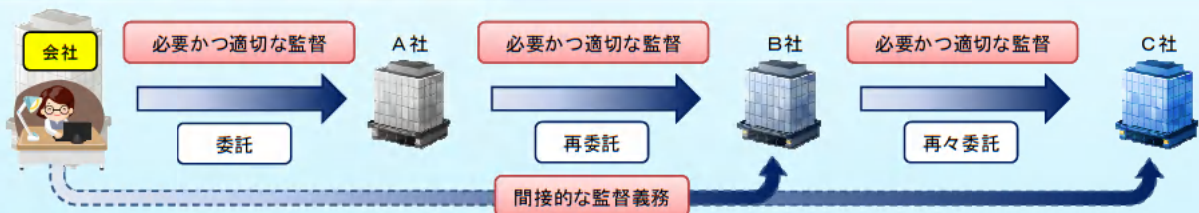


<番号法で限定的に明記された場合>（番号法第19条各号（抄））

- 個人番号利用事務実施者からの提供（第1号）
- 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）
- 本人又は代理人からの提供（第3号）
- 委託、合併に伴う提供（第5号）
- 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号）
- 特定個人情報保護委員会からの提供の求め（第11号）
- 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第12号）
- 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第13号）

Copyright (C) 2015. Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

安全管理措置等①（委託の取扱い）

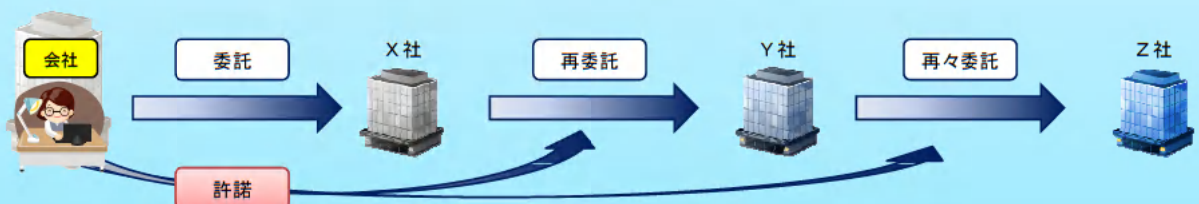


【委託の取扱い】

○個人番号関係事務の全部又は一部の委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

《必要かつ適切な監督》

- ①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 委託者は、委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。
- 契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。
- 委託者は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。



○個人番号関係事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

Copyright (C) 2015. Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

安全管理措置等②（安全管理措置）

特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報



【安全管理措置】

○個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

《基本方針の策定》

○特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

《人的安全管理措置》

○事務取扱担当者の監督・教育

《取扱規程等の策定》

○特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければなりません。

《物理的安全管理措置》

○特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

《組織的安全管理措置》

○組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

《技術的安全管理措置》

○アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止

【中小規模事業者とは】

事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいいます。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

○中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。
○中小規模事業者における対応方法は、参考資料（15ページ以降）を参照してください。

Copyright(C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.



8

保 管



【収集・保管制限】

○番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

（注）6ページの「取得」を参照。

《保管制限》

- 特定個人情報は、番号法で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り保管し続けることができます。
- 個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。
- 個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の情報の保管を継続することは可能です。

【継続的に保管できる場合の事例】

- * 雇用契約等の継続的な契約関係にある場合には、従業員等から提供を受けた個人番号を給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。
- * 従業員等が休職している場合には、復職が未定であっても雇用契約が継続していることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。
- * 土地の賃貸借契約等の継続的な契約関係にある場合も同様に、支払調書の作成事務のために継続的に個人番号を利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。

○廃棄又は削除を前提とした「保管体制」・「システム構築」をすることが望ましいでしょう。
○廃棄に関する留意事項については、13ページを参照してください。

Copyright(C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.



9

利用（利用範囲等）

支払調書（イメージ）	
支払いを受ける者	個人番号 1234... 氏名 番号太郎

源泉徴収票（イメージ）	
支払いを受ける者	個人番号 5678... 氏名 難波一郎

被保険者資格取得届（イメージ）		
個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678...	難波一郎	28.4.1
9876...	難波花子	28.4.1

【個人番号の利用制限】・【特定個人情報ファイルの作成の制限】

- 個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています（原則的な個人番号の利用）。
- 事業者が個人番号を利用するのは、主として、社会保障及び税に関する書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合です（個人番号関係事務）。
- 例外的な個人番号の利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限定されています。
- 個人番号関係事務を処理するために必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成することができます。

《利用目的を超えた個人番号の利用禁止》

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則です。
- 利用目的は、本人が、自らの個人番号をどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があります。

[利用目的の特定の事例]

- *個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられます。

○本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできません。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。

[利用目的の範囲内として利用が認められる場合の事例]

- *前年の給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、同一の雇用契約に基づいて発生する当年以後の源泉徴収票作成事務のために利用できると解されます。

[利用目的の変更が認められる場合の事例]

- *雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、その届出事務等に個人番号を利用することができます。事業者は、給与所得の源泉徴収票作成事務のほか健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合、従業員等から個人番号の提供を受けるに当たって、これらの事務の全てを利用目的として特定して、本人への通知等を行うことにより、利用目的の変更をすることなく個人番号を利用することができます。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得と同様に、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられます。

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorneys' Associations. All Rights Reserved.

10

提供

【特定個人情報の提供制限】

- 番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を提供してはなりません。（注）6ページの「取得」を参照。

《特定個人情報の提供》

- 事業者が特定個人情報を提供できるのは、主として、社会保障及び税に関する事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合です。

[個人番号関係事務実施者からの提供の事例]

- *事業者（個人番号関係事務実施者）は、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、従業員等の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付します。

《提供の意義》

- 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものです。
- 同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たります（利用制限）。

[提供に当たらない場合の事例]

- *営業部に所属する従業員等の個人番号が、源泉徴収票を作成する目的で経理部に提出された場合は「提供」に当たりません。

[提供に当たる場合の事例]

- *事業者甲から事業者乙へ特定個人情報が移動する場合は「提供」に当たります。

番号法で限定的に明記された場合



税務署
年金事務所等



支払調書（イメージ）	
支払いを受ける者	個人番号 1234... 氏名 番号太郎

源泉徴収票（イメージ）	
支払いを受ける者	個人番号 5678... 氏名 難波一郎

被保険者資格取得届（イメージ）		
個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678...	難波一郎	28.4.1
9876...	難波花子	28.4.1

【個人番号の提供の要求】

- 個人番号利用事務を処理するために必要がある場合に限って、個人番号関係事務実施者などに対して個人番号の提供を求めることができます。

【個人番号の提供の求めの制限】

- 番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、個人番号の提供を求めではありません。

【収集・保管制限】

- 番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

（注）6ページの「取得」を参照。

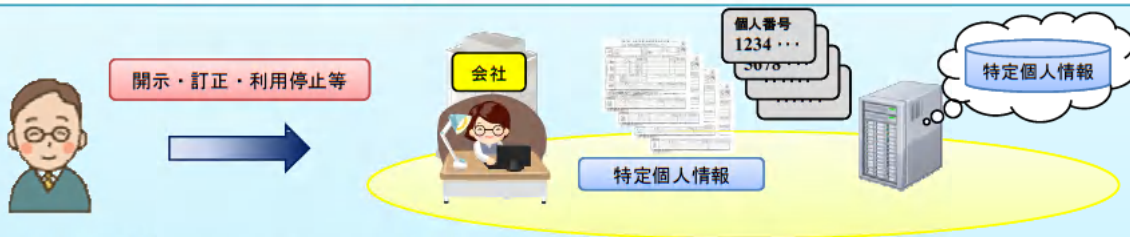
税務署や年金事務所等の個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報を利用して、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務を行うこととなります。



Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorneys' Associations. All Rights Reserved.

11

開示・訂正・利用停止等



【開示・訂正・利用停止等】

○事業者のうち、個人情報保護法の適用を受けることとなる個人情報取扱事業者（注1）は、特定個人情報の適正な取扱いについて、開示・訂正・利用停止等の規定の適用を受けることとなります（注2）。

（注1）個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいいます。

（注2）個人情報取扱事業者は、これらの規定のほか、個人情報保護法の各規定（第16条第3項第3号及び第4号並びに第23条の規定を除く。）の適用があります。

【第三者提供の停止に関する取扱い】

○特定個人情報が、番号法で限定的に明記された場合（注）に違反して違法に第三者に提供されているという理由により、本人から第三者への特定個人情報の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく、その特定個人情報の第三者への提供を停止しなければなりません。

（注）6ページの「取得」を参照。

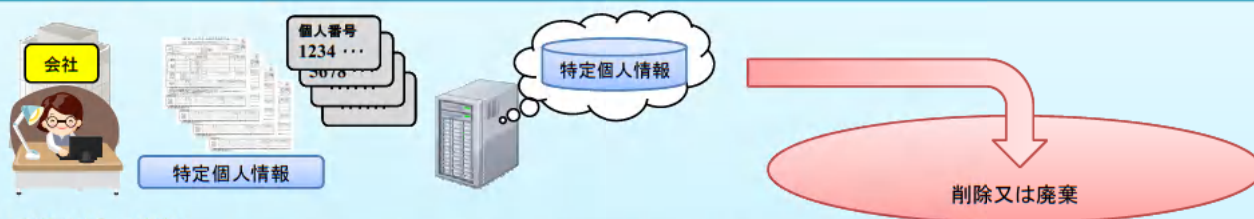
《提供の停止に代わる措置》

○第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代わりの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められています。

○開示・訂正・利用停止等の取扱いは、個人情報保護法における取扱いと異なることはありません。
○特定個人情報を適正に取り扱っていれば、第三者への提供の停止を求められる事態は生じません。



廃棄



【収集・保管制限】（廃棄）

○番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。（注）6ページの「取得」を参照。

〔扶養控除等申告書の事例〕

*扶養控除等申告書は、7年間保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければなりません。

《個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄》

○個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することとなります。
○削除又は廃棄の作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する必要があります。

《手法の例示》

- * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。
- * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。
- * 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
- * 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築する。
- * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定める。

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において判断してください（Q&Aにも記載しています。）。



ガイドラインの見方

(例) 第4-1-(1) 個人番号の利用制限 (抜粋)

要点

- 個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、事業者が個人番号を利用するのは、主として、社会保障の手續書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等に提出する場合である。→①
- また、例外的な利用について、番号法は個人情報保護法に比べて定めている。事業者の場合、利用目的を超えて個人番号を利用することができるのは、①激甚災害が発生したとき等に金融機関が金銭の支払をするために個人番号を利用する場合及び②人の生命、身体又は財産の保護のために個人番号を利用する必要がある場合である。→②

(関係条文)

- ・番号法 第9条、第29条第3項、第32条
- ・個人情報保護法 第16条

① 個人番号の原則的な取扱い

個人番号^(註)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

事業者が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務及び個人番号関係事務の二つの事務である。このうち、健康保険組合等以外の事業者が個人番号を利用するのは、個人番号関係事務として個人番号を利用する場合である。なお、行政機関等又は健康保険組合等から個人番号利用事務の委託を受けた場合には、個人番号利用事務として個人番号を利用することとなる。

事業者は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き (②参照)、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。

* 事業者は、社員の管理のために、個人番号を社員番号として利用してはならない。

「要点」として、各項目の概要や留意点を分かりやすく記述しています。

「要点」と「解説」との対応関係を示しています。

各項目の解説や実務上の指針を記述しています。

留意すべきルールとなる部分については、アンダーラインを付しています。

実務に即した具体的な事例を記述しています。

Copyright (C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorneys Associations. All Rights Reserved.

参考資料

「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置」の中小規模事業者における対応方法 (抜粋)

安全管理措置の内容 (本則)	中小規模事業者における対応方法
A 基本方針の策定 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。	⇒
B 取扱規程等の策定 事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。	○ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。 ○ 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。
C 組織的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。	
a 組織体制の整備 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。	○ 事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区別することが望ましい。
b 取扱規程等に基づく運用 取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。	○ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。
c 取扱状況を確認する手段の整備 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。	○ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。
d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。 情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。	○ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。
e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。	○ 責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的な点検を行う。

Copyright (C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorneys Associations. All Rights Reserved.

安全管理措置の内容（本則）	中小規模事業者における対応方法
D 人的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければならない。	
a 事務取扱担当者の監督 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。	⇒
b 事務取扱担当者の教育 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。	⇒
E 物理的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。	
a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理 特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。	⇒
b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。	⇒
c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。 「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意する必要がある。	○ 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。	○ 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

Copyright(C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

安全管理措置の内容（本則）	中小規模事業者における対応方法
F 技術的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。	
a アクセス制御 情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。	○ 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 ○ 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
b アクセス者の識別と認証 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。	○ 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 ○ 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
c 外部からの不正アクセス等の防止 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。	⇒
d 情報漏えい等の防止 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。	⇒

マイナンバーガイドライン入門

～特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（金融業務編）の概要～



平成26年12月版
特定個人情報保護委員会事務局

中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン

～マイナンバーガイドラインを読む前に～



平成26年12月版
特定個人情報保護委員会事務局



社長必見！！

《ここがポイント》
マイナンバーガイドライン

平成26年12月版
特定個人情報保護委員会事務局

Copyright(C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

18

ご清聴ありがとうございました。